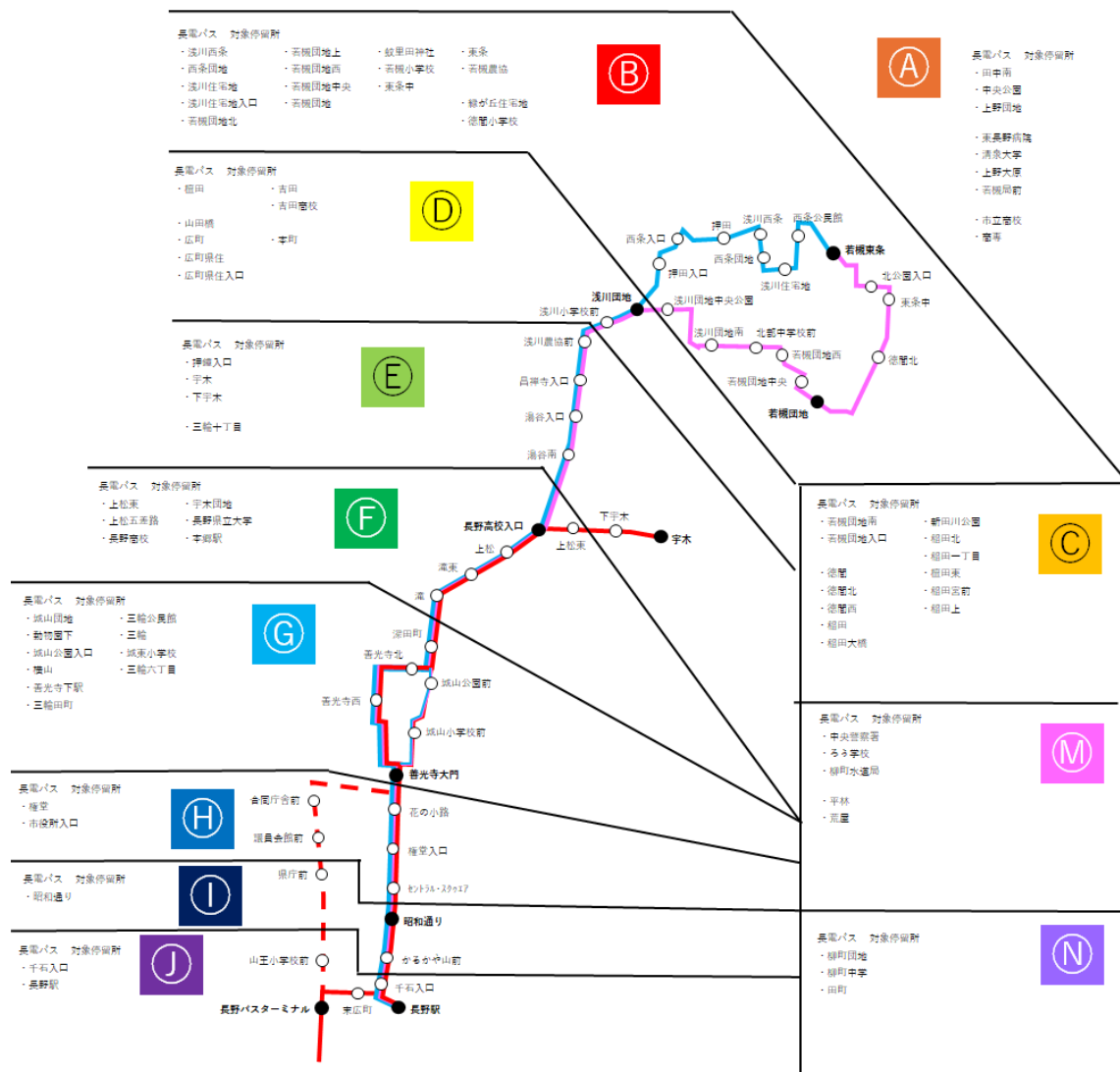


共通定期券のルール



- ①AエリアからJエリアの定期券をお持ちの場合
→A～Jエリア内の全停留所で乗降可能です。
例) 長野駅～東長野病院の定期券をお持ちの場合
(長電バス) 宇木→榎堂
(アルピコ) 浅川団地→長野駅
など自由にご利用いただけます。
- ②MエリアからJエリアの定期券をお持ちの場合
→M～N・H～Jエリア内の全停留所で乗降可能です。
例) 長野駅～中央警察署の定期券をお持ちの場合
(長電バス) 平林→市役所入口
(アルピコ) 榎堂入口→昭和通り
など自由にご利用いただけます。
- ③起終点が同一エリア内の定期の場合には、当該
経路上以外ご利用いただけません。
例) 若槻東条～押田の定期券をお持ちの場合
若槻団地→浅川団地南のご利用は不可
- ④エリア内とエリア外の定期券の場合には、選択
した系統以外にご利用いただけません。
例) 長野駅～柳原(長電バス 三才線)の定期券
をお持ちの場合
三才線の経路上のみご利用いただけます。
- ⑤「徳間北」バス停は長電バスはCエリア、
アルピコ交通はBエリアです。
- ⑥片道定期的場合は、選択した系統上のバス停
のみご利用いただけます。
- ⑦乗継定期的場合は、選択した系統上のバス停
のみご利用いただけます。